

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年8月30日(2023.8.30)

【公開番号】特開2023-86918(P2023-86918A)

【公開日】令和5年6月22日(2023.6.22)

【年通号数】公開公報(特許)2023-116

【出願番号】特願2023-73559(P2023-73559)

【国際特許分類】

B32B 27/00(2006.01)

10

B32B 3/30(2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/00 E

B 3 2 B 3/30

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月10日(2023.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙素材で形成された原反層と、

前記原反層の一方の表面上に設けられた着色絵柄層と、

前記着色絵柄層の前記原反層とは反対側の面上に設けられ、コア部及び前記コア部の一方の面から畝状に突出して設けられた畝状部を有し、表面に凹凸形状が形成された、材料の塗布量が $1.2 \text{ g / m}^2$ 以上 $2.5 \text{ g / m}^2$ 以下である第一表面保護層と、

を備える化粧シート。

30

【請求項2】

前記着色絵柄層と、前記第一表面保護層との間に設けられた透明層を備える

請求項1に記載の化粧シート。

【請求項3】

前記第一表面保護層は、無機ナノ粒子を含まない(メタ)アクリル系樹脂により形成されており、

前記畝状部は、等方的に並ぶランダムな微細構造を有し、

前記第一表面保護層の厚さは、 $1.0 \mu\text{m}$ 以上 $5.0 \mu\text{m}$ 以下であり、

前記畝状部の高さは、 $1.5 \mu\text{m}$ 以下であり、

前記畝状部の周期は、 $5.0 \mu\text{m}$ 以下である

40

請求項1又は2に記載の化粧シート。

【請求項4】

前記畝状部は、前記コア部と異なる組成となっている

請求項1から3のいずれか1項に記載の化粧シート。

【請求項5】

前記畝状部及び前記コア部は、樹脂材料により一体に形成されており、

前記畝状部は、前記コア部と比較して、前記樹脂材料中に含有されるカルボニル結合及び炭素-炭素結合の比率が低下した組成となっている

請求項1から4のいずれか1項に記載の化粧シート。

【請求項6】

50

前記歫状部は、前記コア部と比較して、前記樹脂材料中に含有されるカルボニル結合及び炭素-炭素結合の比率が10%以上低下した組成となっている

請求項5に記載の化粧シート。

**【請求項7】**

前記歫状部は、前記コア部と比較して高い架橋密度を有する

請求項1から6のいずれか1項に記載の化粧シート。

**【請求項8】**

前記歫状部の表面は、断面視で曲線形状である

請求項1から7のいずれか1項に記載の化粧シート。

**【請求項9】**

前記第一表面保護層の前記凹凸形状形成面の一部に設けられた第二表面保護層を備える

請求項1から8のいずれか1項に記載の化粧シート。

10

**【請求項10】**

前記第二表面保護層は、前記第一表面保護層の表面の10%以上80%以下を覆うように設けられている

請求項9に記載の化粧シート。

**【請求項11】**

前記第一表面保護層は、艶調整剤を含有せず、

前記第一表面保護層の光沢度は、5.0以下である

請求項1から10のいずれか1項に記載の化粧シート。

20

**【請求項12】**

請求項1から11のいずれか1項に記載の化粧シートと、

前記原反層の前記着色絵柄層とは反対側の面に設けられた基材層と、

を備える化粧板。

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0005

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0005】**

30

上記課題を解決するために、本開示の一態様に係る化粧シートは、紙素材で形成された原反層と、原反層の一方の表面に設けられた着色絵柄層と、着色絵柄層の原反層とは反対側の面に設けられ、コア部及びコア部の一方の面から歫状に突出して設けられた歫状部を有し、表面に凹凸形状が形成された、材料の塗布量が12g/m<sup>2</sup>以上25g/m<sup>2</sup>以下である第一表面保護層と、を備えている。

40

50